

## 雲南市社会福祉法人指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、雲南市社会福祉法人監査実施要綱（以下、「要綱」という。）

第13条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査実施形態の決定基準)

第2条 要綱第3条の規定による指導監査の実施形態の決定は、次の基準によるものとする。

(1) 一般監査の实地監査は、次のいずれかの条件に該当するものを対象とする。

ア 全法人（ただし、監査の実施周期は別に定める「社会福祉法人に対する一般監査に係る法人分類要領」に基づき決定する。）

イ 法人運営等に問題が発生した法人又は通報、現況報告書の確認結果等で問題が発生するおそれのある法人

ウ 一般監査又は特別監査における改善措置を求める事項の改善状況を確認する必要がある法人

(2) 特別監査の实地監査は、次のいずれかの条件に該当するものを対象とする。

ア 法人運営等に重大な問題を有すると認められるとき、又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

イ 重大な最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき

ウ 度重なる指導によっても改善が認められないとき

エ 正当な理由がなく实地監査を拒否したとき

(提出を求める書類等)

第3条 要綱第7条第2項第5号の規定に基づき提出を求める書類等は、要綱第6条第3項第5号の規定に基づく監査調書及び監査調書中添付すべきものとされた書類とし、その提出期限は監査実施日の2週間前とする。なお、監査調書の様式は別に定める。

(指導監査改善状況管理台帳)

第4条 要綱第9条第6項の規定に基づく指導監査改善状況管理台帳は別記様式のとおりとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行し、平成29年度の指導監査から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行し、令和2年度の指導監査から適用する。